

駅なかプラザについて

1 設置目的

町民相互の交流を図り、町民生活の向上と地域社会の活性化に寄与するために駅なかプラザを設置します。

2 開館時間

午前9時から午後9時までとします。ただし、午後5時以降の使用は、利用登録団体に限るため、利用される団体は、あらかじめ登録申請書を企画財政課へ提出してください。

3 休館日

12月29日から1月3日までとします。

4 使用期間

連続しての使用は7日間までとします。



5 使用目的

1) 集会、展示会その他これらに類似する催しを行うこと。

集会とは・会議、打合せ、講演会、講習会、研修会、総会、クリスマス会、ミニコンサート、見学会、授業、地域活性化事業など
展示会とは・絵画・彫刻・写真・手芸物・書などの作品展示会

2) 物品を設置し、又は広告類を掲示する事。

パンフレット、ポスター、チラシなど

3) 町の地産地消に係る製品の展示及び販売等に関する事。

菊花等の観賞会、品評会、地元で取れた野菜や果物の販売など

6 使用申請

伊達駅事務室又は企画財政課に備え付けてある使用許可申請書を駅事務室へ提出してください。申請は使用する前日までとし、受付時間は午後5時までとします。土日祝祭日はその前日(月曜から金曜)まで提出してください。

7 使用許可

使用許可申請書を提出し、内容等が確認されると、許可書が交付されます。

8 使用

使用開始時に駅事務室にて入口のカギを預かってください。駐車場を利用する場合は、駐車場入口のカギも預かってください。使用後は施錠しカギを駅事務室に返却してください。午後5時以降使用する場合は、午後5時までにカギを預かり、翌日

駅前に整備